

令和 2 年 1 0 月 2 8 日  
日本年金機構国民年金部

日本年金機構「国民年金保険料収納事業」  
民間競争入札における実施要項の変更について

1. 事業の概要

日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者（滞納者）に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促業務及び実施状況報告業務である。

2. 実施要項等の変更に至る経緯

国民年金保険料収納事業の実施要項は第 247 回官民競争入札等監理委員会（令和 2 年 4 月 24 日）にて議了された。当該業務については、令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までであるが、調達において、全国 312 事務所を 18 の契約地区に分け、調達を行ったところ、1 つの地区に不調が発生した。不調発生地区は南関東③地区（東京都の多摩地区及び山梨県）を対象地域としているが、2 者の入札があったものの、いずれも予定価格を超過し、再入札を辞退したことから不調となった。

3. 実施要項の変更点

(1) 業務委託（履行）期間の始期

令和 2 年 1 0 月 1 日を令和 3 年 5 月 1 日に変更

（変更前）令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 4 月 3 0 日まで

（変更後）令和 3 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 3 0 日まで

(2) 対象地域（入札単位）の変更

不調となった地区と対象とする。

（変更前）3 1 2 年金事務所について、1 8 地区を対象地区とする。

（変更後）8 年金事務所、1 地区を対象地区とする。

(3) 民間競争入札に係るスケジュール

官民競争入札等監理委員会での了承後、可能な限り速やかに調達手続きを実施する。

日本年金機構「国民年金保険料収納事業」民間競争入札実施要項

(下線部分は、今回変更部分)

変更後	現行
<p><b>3 対象業務に関する事項</b></p> <p>(2) 業務委託（履行）期間</p> <p>業務委託期間は、<u>令和3年5月1日</u>から令和5年4月30日までとする。また、履行期間は、<u>令和3年5月1日</u>から令和5年5月19日までとする。</p> <p>ただし、第1期の実績が判明する時点で、第1期の業務実績により、下記（ア）から（エ）の条件すべてを満たしている場合、双方協議の上、業務委託期間を期間満了の日の翌日から起算してさらに2年間延長できるものとする。</p> <p>なお、第1期の実績判明後、<u>第2期の達成目標</u>の達成率が110%を超過していない場合及び（イ）から（エ）の条件に該当しないことが明らかとなった場合、日本年金機構は延長した業務委託期間を1年間（令和6年4月30日まで）に変更又は業務委託期間の延長を取り消すことができる。なお、業務委託期間を延長した場合又は取り消した場合、履行期間も同様に延長又は取り消すものとする。</p> <p>※ 履行期間とは、業務委託期間のうち、納入検査を行うための作業等が可能となる日（履行開始日）から、最終納入検査の検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を日本年金機構へ報告する日（履行終了日）までのことをいう。</p>	<p><b>3 対象業務に関する事項</b></p> <p>(2) 業務委託（履行）期間</p> <p>業務委託期間は、令和2年10月1日から令和5年4月30日までとする。また、履行期間は、令和2年10月1日から令和5年5月19日までとする。</p> <p>ただし、第1期の実績が判明する時点で、第1期の業務実績により、下記（ア）から（エ）の条件すべてを満たしている場合、双方協議の上、業務委託期間を期間満了の日の翌日から起算してさらに2年間延長できるものとする。</p> <p>なお、第1期の実績判明後、<u>第2期又は第3期のすべての達成目標</u>の達成率が110%を超過していない場合及び（イ）から（エ）の条件に該当しないことが明らかとなった場合、日本年金機構は延長した業務委託期間を1年間（令和6年4月30日まで）に変更又は業務委託期間の延長を取り消すことができる。なお、業務委託期間を延長した場合又は取り消した場合、履行期間も同様に延長又は取り消すものとする。</p> <p>※ 履行期間とは、業務委託期間のうち、納入検査を行うための作業等が可能となる日（履行開始日）から、最終納入検査の検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を日本年金機構へ報告する日（履行終了日）までのことをいう。</p>

なお、延長した場合の第3期及び第4期の達成目標については、業務委託期間を延長することが決定した際に別途提示する。

(ア) 第1期のすべての達成目標の達成率が110%を超過していること。

※ 達成の判断は、契約地区単位で行う。

(イ) 別紙3別表1「評価項目一覧」に定める必須項目を満たしていること。

(ウ) 4(1)に定める必要な参加資格を満たしていること。

(エ) 業務委託期間中に日本年金機構が重大と判断した事故又は違反が発生していないこと。

(3) 対象地区（入札単位）及び対象年金事務所

別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、8年金事務所、1地区を対象地区とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）を各期に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明

なお、延長した場合の第4期及び第5期の達成目標については、業務委託期間を延長することが決定した際に別途提示する。

(ア) 第1期のすべての達成目標の達成率が110%を超過していること。

※ 達成の判断は、契約地区単位で行う。

(イ) 別紙3別表1「評価項目一覧」に定める必須項目を満たしていること。

(ウ) 4(1)に定める必要な参加資格を満たしていること。

(エ) 業務委託期間中に日本年金機構が重大と判断した事故又は違反が発生していないこと。

(3) 対象地区（入札単位）及び対象年金事務所

別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、312年金事務所について、18地区を対象地区とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）を各期に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説

すること

- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替等や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めることを求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：令和3年5月から令和4年4月まで

第2期：令和4年5月から令和5年4月まで

《契約延長した場合》

第3期：令和5年5月から令和6年4月まで

第4期：令和6年5月から令和7年4月まで

#### (5) 事業実施体制

(イ) 事業実施体制等について、以下に掲げる期日までに必要な申請等の手続きを行うこと。

変更、廃止等を行う場合については、変更、廃止等を行う日の前日までに必要な手続きを行うこと。

- ① 個人情報等保護に関する管理体制（下記の（i）～（ii）は、別紙8「管理者等申請書」により提出し、下記の（i）を変更する場合は、別紙9「業務委託員名簿」により、下記の（ii）を変更する場合は、別紙8「管理者等申請書」によりそれぞれ提出すること。）

明すること

- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替等や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めることを求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：令和2年10月から令和3年4月まで

第2期：令和3年5月から令和4年4月まで

第3期：令和4年5月から令和5年4月まで

《契約延長した場合》

第4期：令和5年5月から令和6年4月まで

第5期：令和6年5月から令和7年4月まで

#### (5) 事業実施体制

(イ) 事業実施体制等について、以下に掲げる期日までに必要な申請等の手続きを行うこと。

変更、廃止等を行う場合については、変更、廃止等を行う日の前日までに必要な手続きを行うこと。

- ① 個人情報等保護に関する管理体制（下記の（i）～（ii）は、別紙8「管理者等申請書」により提出し、下記の（i）を変更する場合は、別紙9「業務委託員名簿」により、下記の（ii）を変更する場合は、別紙8「管理者等申請書」によりそれぞれ提出すること。）

(i) (ii) (略)

(iii) 業務委託員と守秘義務契約書を締結したことの報告 (別紙 10「守秘義務契約締結報告書」)

・期限：業務開始日の16日前まで

※ 別紙 9「業務委託員名簿」に記載した業務委託員と締結した守秘義務契約書 (別紙 11「守秘義務契約書」) の写しをすべて添付すること。

※ 業務委託員の変更がある都度、提出すること。

② 業務の履行に関する体制 (下記の (i) ~ (ii) は、別紙 8「管理者等申請書」により提出し、下記の (iii) ~ (iv) の者及び下記の (i) ~ (ii) を変更する場合は別紙 8「業務委託員名簿」により提出し、上記 (5) (イ) ① (i) の者についても記載すること。)

(i) (ii) (略)

(iii) 作業者の届出

・期限：業務開始日の16日前まで

(iv) (略)

③ 再委託に関する申請 (別紙 13「再委託承認申請書」、別紙 14「受託証明書」により提出)

・期限：再委託開始予定日の16日前まで

※ 提案書提出時に再委託申請書を提出している場合を除く。

④ (略)

(i) (ii) (略)

(iii) 業務委託員と守秘義務契約書を締結したことの報告 (別紙 10「守秘義務契約締結報告書」)

・期限：業務開始日の13日前まで

※ 別紙 9「業務委託員名簿」に記載した業務委託員と締結した守秘義務契約書 (別紙 11「守秘義務契約書」) の写しをすべて添付すること。

※ 業務委託員の変更がある都度、提出すること。

② 業務の履行に関する体制 (下記の (i) ~ (ii) は、別紙 8「管理者等申請書」により提出し、下記の (iii) ~ (iv) の者及び下記の (i) ~ (ii) を変更する場合は別紙 8「業務委託員名簿」により提出し、上記 (5) (イ) ① (i) の者についても記載すること。)

(i) (ii) (略)

(iii) 作業者の届出

・期限：業務開始日の13日前まで

(iv) (略)

③ 再委託に関する申請 (別紙 13「再委託承認申請書」、別紙 14「受託証明書」により提出)

・期限：再委託開始予定日の13日前まで

※ 提案書提出時に再委託申請書を提出している場合を除く。

④ (略)

#### 4 受託事業者選定に関する事項

##### (2) 民間競争入札に参加する者の募集

###### (ア) 入札実施手続

###### ① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す1地域について、8の「年金事務所」を入札単位とする。

###### ② (略)

###### (イ) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)

① 入札公告 令和2年12月上旬頃

② 業務説明会 令和2年12月中旬頃

③ 業務説明会後の質問期限 令和2年12月下旬頃

※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。

④ 提案書提出期限 令和3年1月下旬頃

⑤ 評価委員会(提案書の評価)及び  
入札参加者によるプレゼンテーション

令和3年2月上旬頃

⑥ 入札書提出期限 令和3年2月中旬頃

⑦ 開札 令和3年2月中旬頃

⑧ 契約の締結 令和3年2月下旬頃

#### 4 受託事業者選定に関する事項

##### (2) 民間競争入札に参加する者の募集

###### (ア) 入札実施手続

###### ① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す9地域について、18の「対象地区」を入札単位とする。

###### ② (略)

###### (イ) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)

① 入札公告 令和2年5月下旬頃

② 業務説明会 令和2年6月上旬頃

③ 業務説明会後の質問期限 令和2年6月上旬頃

※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。

④ 提案書提出期限 令和2年6月下旬頃

⑤ 評価委員会(提案書の評価)及び  
入札参加者によるプレゼンテーション

令和2年7月上旬頃

⑥ 入札書提出期限 令和2年7月中旬頃

⑦ 開札 令和2年7月中旬頃

⑧ 契約の締結 令和2年7月下旬頃